

<p style="text-align: center;">有害使用済機器保管等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>寝屋川市長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
<p>事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）</p>	<p>有害使用済機器の品目：</p> <p>処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 電話番号</p>
	<p>事業場 電話番号</p> <p style="text-align: center;">面 積</p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）</p>	
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	
<p>※事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

届出者（個人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	住 所
（法人である場合）		
（ふりがな） 名 称	住 所	

法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	住 所

備 考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本産業規格 A列4番)

別紙 1

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更届出提出時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 処理の方法（保管・処分（再生を含む。）の別）

3. 業務を行う時間及び休業日

4. 業務経歴

年 月 日	業 務 経 歴
古物営業法の許可	
大阪府金属くず営業 条例の許可	
一般廃棄物処理業の 許可（有りの場合は 市町村名）	
産業廃棄物処理業の 許可	

備考 届出業務に関連するもののみ記載すること。

5. 取扱品目及び処分量等

受入	取扱品目	受入予定量 (t/月 又はm ³ /月)	予定受入先事業場の名称及び所在地	保管場所	処分又は再生の方法	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
搬出	取扱品目	搬出予定量 (t/月 又はm ³ /月)	予定搬出先の名称及び所在地		備考	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

別紙2

事業の用に供する施設の概要			
事業場の名称			
事業場の所在地	(電話番号)		
取り扱う有害使用済機器の品目			
保管施設	面積 (㎡)		
	保管量 (㎥)		
	保管の高さ (m)		
	施設の種類 (保管方法及び構造)		
	廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭発散防止に関する措置状況		
処分又は再生の用に供する施設	施設の種類 (処理方法及び構造)		
	メーカー及び型式		
	処理能力及び数量	t/日× 基	t/日× 基
	一日の運転時間		
	設置年月日	年 月 日	年 月 日
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置		

- 備考 1 事業場が複数ある場合は、事業場ごとに作成すること。
 2 本様式に書ききれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。
 3 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び付近の見取図を添えること。

別紙3

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の種類		
発生量 (t/月又はm ³ /月)		
処理方法又は利用方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 (中間処理又は売却の場合は、具体的な方法)		

- 備考
- 1 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。
 - 2 廃棄物として処分を委託する場合は、委託契約書（新規に届出する場合を除く。）及び許可証の写しを添付すること。
 - 3 有価物として売却する場合は、伝票等売却していることがわかるものを添付すること（新規に届出する場合を除く。）。